

建築基準法第 70 条第 1 項の規定による建築協定書が提出されましたので、同法第 71 条の規定により、次のとおり、公告するとともに、当該建築協定書を関係人の縦覧に供します。

また、同法第 72 条第 1 項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行います。

平成 18 年 10 月 11 日

京都市長 梶本頼兼

1 建築協定書の概要

(1) 申請者の住所及び氏名

京都市中京区三条通西洞院東入る釜座町 5 番地

長谷川 明

(2) 建築協定の名称

京都市中京区釜座町地区建築協定

(3) 建築協定区域

京都市中京区柳水町 64 番地及び 64 番地の 1 並びに同区釜座町 1 番地の 3, 2 番地, 2 番地の 1, 2 番地の 2, 4 番地, 4 番地の 1, 5 番地, 6 番地, 8 番地, 10 番地の 1, 11 番地の 1, 11 番地の 7 から 10 まで, 11 番地の 12, 11 番地の 13, 12 番地の 1, 14 番地, 21 番地の 2, 21 番地の 3, 26 番地, 27 番地, 31 番地, 32 番地及び 36 番地

(4) 建築協定区域隣接地

京都市中京区三条町 328 番地の 2, 同区釜座町 1 番地の 1, 1 番地の 2, 7 番地, 9 番地, 10 番地, 11 番地の 3 から 6 まで, 11 番地の 11, 12 番地の 2, 16 番地, 16 番地の 1, 16 番地の 2, 18 番地の 1, 18 番地の 2, 20 番地の 1, 20 番地の 2, 21 番地の 1, 22 番地, 23 番地, 23 番地の 1, 25 番地, 28 番地から 30

番地まで、33番地、33番地の1、34番地、35番地、37番地及び37番地の1、
同区町頭町111番地並びに突抜町813番地

(4) 建築協定の事項

建築物の構造、用途、形態及びその他の事項

(5) 協定の期間

5年間

2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成18年10月11日(水)から平成18年10月30日(月)まで

(2) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局建築指導部指導課(北庁舎2階)

3 公開による意見の聴取

(1) 日時

平成18年10月31日(火)午後2時から午後3時まで

(2) 場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局建築指導部会議室(北庁舎2階)

(3) 主宰者

京都市都市計画局建築指導部指導課長 本田徹

(都市計画局建築指導部指導課)